

建設業で使える補助金・助成金とは？制度の概要と活用ポイントを解説

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず省庁や自治体の公式 HP をご確認ください。

人手不足や資材価格の高騰などにより、建設業を取り巻く経営環境は年々厳しさを増しています。

そのような中、設備投資や省力化、賃上げ、人材確保などの取り組みに活用できる制度として、補助金・助成金があります。

この記事では、建設業で活用できる主な補助金・助成金について、各制度の概要や対象となる取り組み、活用事例などを解説します。

<掲載補助金・助成金一覧>

制度名	補助対象となる取り組み
中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金（以下、大規模成長投資補助金）	中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金 地域の雇用を支える中堅・中小企業が行う大規模投資
中小企業成長加速化補助金（以下、成長加速化補助金）	売上高 100 億円超を目指す成長志向型中小企業の設備投資
中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）	カタログ掲載の省力化製品の導入
中小企業省力化投資補助金（一般型）	省力化効果のある設備やシステムの導入
中小企業新事業進出補助金	新市場・高付加価値事業への進出
ものづくり補助金	革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセス改善

小規模事業者持続化補助金	商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等
デジタル化・AI 導入補助金	AI 等を用いた業務の効率化や DX の推進、セキュリティ対策に向けた、IT ツール（ソフトウェア、サービス等）の導入
働き方改革推進支援助成金	労働時間の削減等に向けた環境整備
人材確保等支援助成金	雇用管理の改善や職場環境の整備
業務改善助成金	生産性向上に資する設備投資などを実施して業務改善に取り組むこと

補助金と助成金の違い

この記事で紹介する補助金・助成金といった支援制度は、いずれも事業者や個人に対して国や自治体が行う公的な財政支援ですが、制度の目的や性質には違いがあります。

補助金と助成金の違いについては、以下の記事で解説していますので、あわせてご確認ください。

▶ [補助金とは?検索方法や助成金との違い、活用における注意点も解説](#)

建設業で使える主な補助金

ここでは、建設業で活用できる主な補助金を紹介します。

大規模成長投資補助金

地域の持続的賃上げ、飛躍的成長を目指す中堅・中小企業の設備投資を補助します！

中小企業成長加速化補助金 中堅等大規模成長投資補助金

事業目的※詳細は裏面

中小企業成長加速化補助金
売上高 100 億円超を目指して、大胆な投資を進めようとする中小企業の取組を支援することを目的。

最大5億円補助、補助率1/2

中堅等大規模成長投資補助金
地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的。

最大50億円補助、補助率1/3

活用イメージ

工場、物流拠点
などの新設・増築

イノベーション創出
に向けた設備の導入

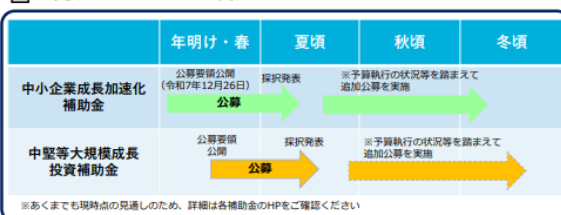
自動化による
革新的な生産性向上



補助事業概要

項目	中小企業成長加速化補助金	中堅等大規模成長投資補助金	
		(100億宣言企業)	(100億宣言企業以外)
補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業	中堅・中小企業 (常時使用する従業員が2,000人以下の会社等)	
補助率	1/2	1/3	
補助上限額	5億円	50億円	
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内	交付決定日から最長で令和10年12月31日まで	
補助事業の要件	①「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上(専門経費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上)	①「100億宣言」を行っていること ② 投資額15億円以上(専門経費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上)	① 投資額20億円以上(専門経費・外注費を除く補助対象経費分) ② 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、5.0%以上)
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※詳しくは公募要領をご確認ください。		

今後のスケジュールの見通し



お問い合わせ先(各補助金の詳細は事務局HPをご覧ください)

<p>中小企業成長加速化補助金 お問い合わせフォーム</p> <p>事務局連絡先:0570-07-4153 (IP電話等からのお問い合わせ:03-4446-4307) 受付時間 平日10時~17時(土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)</p>	<p>中堅等大規模成長投資補助金 お問い合わせ先</p> <p>E-mail: seichitoshiki-koobo-ext@nri.co.jp 電話番号:050-3651-0806 受付時間 平日10時~17時(土曜・日曜・年末年始を除く)</p>
--	--

出典：中小企業庁 支援策チラシ一覧

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、人手不足などの課題に対応しながら成長を目指して行う大規模投資を後押しし、地方における持続的な賃上げの実現を目的とした制度です。

工場や物流拠点などの新設・増築などに活用でき、建物費が補助対象経費に含まれる点が特徴です。

そのため、自社での設備投資として活用できるだけでなく、建設業における営業提案にもつなげやすい制度と言えます。

補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費
補助率	1/3
補助上限額	50 億円
公募日程	● 令和 8 年 3 月 27 日まで第 5 次公募を実施

- 今後は、予算の執行状況などを踏まえ、追加公募を実施予定

<活用事例>

総合建設請負企業として事業を営む企業では、大阪府泉南郡の岬工場と、2021年1月に竣工した千葉工場の2拠点でK型フレームを生産・施工してきました。

千葉工場の稼働により関東地域でも需要が高まり、生産体制の強化が課題となっていました。

そこで大規模成長投資補助金を活用し、岬工場の敷地内に新工場を建設するとともに、手作業で行っていた工程を自動化する設備を導入。

省力化・省人化を進めることで、労働生産性の向上を目指した事例です。

参照：[中堅・中小・スタートアップ企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金 公式HP](#)

中小企業成長加速化補助金

地域の持続的賃上げ、飛躍的成長を目指す中堅・中小企業の設備投資を補助します！

中小企業成長加速化補助金

中堅等大規模成長投資補助金

事業目的 ※詳細は裏面


中小企業成長加速化補助金
売上高100億円超を目指して、大胆な投資を進めようとする中小企業の取組を支援することを目的。

最大5億円補助、補助率1/2


中堅等大規模成長投資補助金
地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資を促進することで、地方における持続的な賃上げを実現することを目的。

最大50億円補助、補助率1/3


活用イメージ



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

経済産業省  Be a Great Small 中小機構

補助事業概要

項目	中小企業成長加速化補助金	中堅等大規模成長投資補助金 (100億宣言企業)	
		<small>※申請、公募開始までに変更となる可能性があります。詳しくは公募要領をご確認ください。</small>	
補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業	中堅・中小企業 (常時使用する従業員が2,000人以下の会社等)	
補助率	1/2	1/3	
補助上限額	5億円	50億円	
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内	交付決定日から最長で令和10年12月31日まで	
補助事業の要件	①「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上(専門家庭費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上)	①「100億宣言」を行っていること ② 投資額15億円以上(専門家庭費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上)	①投資額20億円以上(専門家庭費・外注費を除く補助対象経費分) ②賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、5.0%以上)
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※詳しくは公募要領をご確認ください。		

今後のスケジュールの見通し

	年明け・春	夏頃	秋頃	冬頃
中小企業成長加速化補助金	公募要領公開 (令和7年12月26日) 公募	採択発表	※予算執行の状況等を踏まえて追加公募を実施	
中堅等大規模成長投資補助金	公募要領公開	採択発表	※予算執行の状況等を踏まえて追加公募を実施	

※あくまでも現時点の見通しのため、詳細は各補助金のHPをご確認ください

お問い合わせ先(各補助金の詳細は事務局HPをご覧ください)

中小企業成長加速化補助金
お問い合わせフォーム

事務局連絡先: 0570-07-4153
(IP電話等からのお問い合わせは03-4446-4307)
受付時間: 平日10時~17時(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

中堅等大規模成長投資補助金
お問い合わせ先

E-mail: seichotoushi-koubo-ext@nri.co.jp
電話番号: 050-3651-0806
受付時間: 平日10時~17時(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

経済産業省  Be a Great Small 中小機構

出典：[中小企業庁 支援策チラシ一覧](#)

売上高 100 億円超を目指す、成長志向型の中小企業が行う大胆な設備投資を支援する制度です。

補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費
補助率	1/2
補助上限額	5 億円
公募日程	<ul style="list-style-type: none">● 令和 8 年 3 月 26 日まで 2 次公募を実施● 今後は、予算の執行状況などを踏まえ、追加公募を実施予定

<活用事例>

建設業の主な採択事例は、次のとおりです。

事例①	家づくりコミュニティとライフプランニングアプリによる顧客育成と認定工務店制度拡大で、平松建築品質の「100 年住める高品質住宅」を全国展開
事例②	業界初・コンクリート土工専門研修センター設立と一貫施工体制による責任施工強化事業

参照：[成長加速化補助金 公式 HP](#)

<活用事例>

熊本県で公共工事を中心に土木工事・舗装工事を行う企業では、構造物設置のための測量業務に多くの時間と人手が必要となっていました。

従来は2名体制で週60時間ほどを要しており、担当者の経験によって測量のスピードや精度に差が生じる点も課題となっていました。

そこで、中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）を活用し、自動視準・自動追尾機能付きの高機能トータルステーションを導入。

測量業務の省力化と作業時間の削減につなげた事例です。

参照：[中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）](#) [公式HP](#)

中小企業省力化投資補助金（一般型）

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための 中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

一般型 [公募回制]

補助率 中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3

補助上限額 最大1億円

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅な引き上げ特例（補助率アップ）、最低賃金引き上げ特例（補助率2/3にアップ）があります。

例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい複雑な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small 中小機構

中小企業 省力化投資補助金 一般型

補助率 中小企業 1/2 | 小規模 2/3 最大1億円

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組みものが対象です。

基本要件

- ① 労働生産性の年平均成長率が4%以上増加
- ② 1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加
- ③ 事業場内最低賃金が事業実施経道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表している従業員21名以上の場合のみ）の基本要件全てを満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

その他の要件

- ① 補助事業者の業務領域・導入領域において、当該事業計画により業務が改善される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
- ② 事業計画上の投資回収期間を稼働資料とともに提示すること。
- ③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、投資回収額と追加付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
- ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画を策定すること。

※労働生産性とは「労働生産性改善率」を指し、労働生産性改善率＝（労働生産性改善後の労働生産性）÷（労働生産性改善前の労働生産性）×100（％）を指し、労働生産性改善率の算出方法は「労働生産性改善率の算出方法」を参照してください。

※かつたの注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する商品について、本事業で導入する場合は補助金の額に制限があります。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な引き上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名		3,000万円	4,000万円
51～100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

補助率アップする【大幅な引き上げ特例】の適用要件

① 1人当たり給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ② 事業場内最低賃金が事業実施経道府県における最低賃金+50円以上の水準

※最低賃金引上げ特例事業計画は、県・市町村の「2024年度労働市場関係調査報告書」に掲載されている事業計画を参照してください。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。

※小規模再生事業主は除く。

● 申請から事業完了までの流れ

公募（公募回制）

専任業務
公募開始

交付手続き

申請受付開始
審査
補助金交付
交付申請
交付決定

補助事業実施期間

機器導入開始
進捗確認
補助金支払い
補助金支払い

終了後

効果報告書提出

本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで [0570-099-660](tel:0570-099-660) ※お電話受付は9時～17時、月曜～金曜（土・日・祝日除く）

〒電話窓口が6の
お問い合わせ [03-4335-7595](tel:03-4335-7595) ※お電話受付は9時～17時、月曜～金曜（土・日・祝日除く）

簡易で即効性のある省力化投資に「**カタログ注文型**」もご利用ください！

カタログ注文型は、カタログから購入した製品を導入する方式です。

出典：[中小企業省力化投資補助金（広報ツール）](#)

人手不足に直面している中小企業者等が、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、労働生産性の年平均成長率 4%向上を目指す事業計画に取り組むことを支援する制度です。

補助対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費
補助率	中小企業：1/2、小規模・再生：2/3
補助上限額	1 億円 ※従業員数、要件による
公募日程 (第 6 回公募)	申請受付開始 令和 8 年 4 月中旬 申請受付締切 令和 8 年 5 月中旬

<活用事例>

総合建設事業を営む企業では、草刈り・丁張り・掘削などの工程が人力に依存しており、3 名体制でも工期が長期化してしまう点が課題となっていました。

また、若手人材の不足や技術者の高齢化により、技術継承が進みにくい状況も抱えていました。

そこで中小企業省力化投資補助金（一般型）を活用し、ICT 対応の油圧ショベルや油圧フォークなどの設備を導入。

測量や施工工程の機械化を進めることで作業時間の短縮を図り、安全性の向上と省力化につなげた事例です。

参照：[中小企業省力化投資補助金（一般型） 公式 HP](#)

中小企業新事業進出補助金

新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGBizID「プライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGBizIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。



【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅買上げ特例適用事業者(事業計画期間において①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに備えない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先 新事業進出補助金事務局(コールバック予約システム)
<https://shinjigyuu.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。
※ 今後のスケジュール・準備ができ次第、第4回公募を実施予定。次年度以降については、新事業進出・ものづくり補助金として公募を予定。

出典： [中小企業庁 支援策チラシ一覧](#)

既存事業とは異なる新市場や高付加価値分野に進出する中小企業者等の設備投資などを支援する制度です。

補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
補助率	1/2
補助上限額	9,000万円
公募日程 (第4回公募)	申請受付開始 令和8年5月19日 申請受付締切 令和8年6月19日 ※次年度以降については、「ものづくり補助金」と統合し、「新事業進出・ものづくり補助金」として公募を予定しています。

	搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
補助率	中小企業：1/2、小規模・再生：2/3	中小企業：1/2、小規模：2/3
補助上限額	750万円～2,500万円	3,000万円
公募日程 (23次締切)	申請開始日：令和8年4月3日(金) 17時 申請締切日：令和8年5月8日(金) 17時	

<活用事例>

建設業の主な採択事例は、次のとおりです。

事例①	建設分野の基礎工事に特化した ICT 施工新サービスの開発
事例②	山間部・急傾斜地など難所地形対応型 ICT 施工パッケージ開発業

参照：[ものづくり補助金 公式 HP](#)

小規模事業者持続化補助金（一般型 通常枠）

令和8年1月28日時点版

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和7年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

【補助率】

2/3

(資金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3/4)

【第19回公募スケジュール】

公募要領公開：1月28日（水）

申請受付開始：3月6日（金）

申請受付締切：4月30日（木）

【関連融資制度】

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度「**小規模事業者経営改善資金（マル経融資）**」

◎ 限度額：2,000万円

◎ 融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

※ 例：最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

事前準備から事業終了までの流れ

事前準備	公募開始～交付候補者決定	交付決定～補助事業実施	補助期間終了後～
商工会・商工会議所へ相談	事業計画の作成 公募受付開始	公募申請期間 ・ 公募締切 ・ 事業計画審査 見積書等の提出 採択者決定	補助期間終了後～ フォローアップ 事業化状況報告
		補助事業実施期間 交付申請・決定 ・ 事業実施 実績報告	補助期間終了後～ フォローアップ 事業化状況報告

※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよく確認ください。

概要

補助率	2/3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 50万円 を上乗せ
資金引上げ特例	資金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に 150万円 を上乗せ

【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 資金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低資金を+50円以上とした事業者

【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

【活用事例①】 ※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練された**パッケージデザイン**や**リーフレット**を作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

【活用事例②】

醤油製造業者が、事前の**テストマーケティング**を実施の上、新たな原材料に対応した**機械装置**を導入するなどして、**新商品を開発**。海外向け**展示会**に出展し、新規顧客を獲得。

経済産業省
 中小企業庁
 Be a Great Small 中小機構

事務局HP:

商工会地区HP:

商工会議所地区HP:

GEXTID 取得

出典：中小企業庁 支援策チラシ一覧

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援する制度です。

補助対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費
補助率	2/3
補助上限額	50万円 ※特例を活用した場合は最大 250万円
公募日程 (第6回公募)	申請受付開始 令和8年3月6日 申請受付締切 令和8年4月30日

<活用事例>

建設業の主な採択事例は、次のとおりです。

事例①	町内でのリフォーム等の需要獲得に向けた看板等設置事業
事例②	新除雪ブレードの導入により生産性とニーズを向上させ受注拡大

参照：[小規模事業者持続化補助金（商工会地区）](#) [公式 HP](#)

デジタル化・AI 導入補助金（旧 IT 導入補助金）

生産性向上を目指す皆様へ

令和8年3月
時点版

**「デジタル化・AI導入補助金」で
ITツール・AI導入による生産性向上を支援！**

- AI等を用いた業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けた、ITツール等の導入費用を支援！
- インボイス対応に活用可能！安価なITツールの導入にも活用可能で、小規模事業者は最大4/5補助！
- 補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！

＜活用イメージ・補助率等＞

種/類型	通常枠	複数者連携デジタル化・AI導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
適用分野	AI等を用いたITツールを導入し、生産性を向上	商店街など、複数の中小企業・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入してインボイス制度に対応	発注者主導で取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象）		クラウド利用料（最大2年分）		サイバーセキュリティ対策サービス利用料（最大2年分） <small>（※1）</small>
補助額	・ITツールのプロセッサ数が1～3つまで：5万円～150万円 ・4つ以上：150万円～450万円	ハードウェア購入費 (a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家経費：200万円	ITツール：1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等：～10万円 レジ・券売機等：～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低資金近傍の事業者 ^(※2) ：2/3	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)-(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者)：4/5 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

（※1）（独）情報処理推進機構（IPA）「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に掲載されたサービス。
（※2）令和6年10月から令和7年9月の間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員30%以上である月が3か月以上あることを示した事業者。

＜補助金の活用例＞

勤怠労務管理ツール

・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社からの現場移動、帰社しからの退勤が必要だった

・導入により出先からの打刻が可能に
・残業時間が3割削減
・人事担当の作業効率も大幅アップ！

クラウド会計システム

・仕訳や請求管理などの負担が大きい
・給与計算と勤怠管理が独立しており、給与振込までのスケジュールが厳しい

・AIによる自動仕訳により経理処理の大幅な効率化を実現
・給与計算業務に要する人員、作業時間も大幅削減！

＜今後のスケジュール＞

通常枠・インボイス枠（インボイス対応類型、電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠	複数者連携デジタル化・AI導入枠
第1次申請締切日 5月12日	第1次申請締切日 6月15日
第2次申請締切日 6月15日	第2次申請締切日 8月25日
第3次申請締切日 7月21日	
第4次申請締切日 8月25日	

中小企業デジタル化・AI導入支援事業事務局ポータルサイト

応募方法等の詳細はこちらでご確認ください

※詳細は裏面をご確認ください。

チラシのダウンロードはこちら↓

出典：[中小企業庁 支援策チラシ一覧](#)

AIなどを活用した業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に取り組む中小企業者等に対し、ITツールなどの導入を支援する制度です。

枠/ 類型	通常枠	複数者連携デジタル化・AI導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引 類型	
活用 イメージ	AI等を用いたIT ツールを導入し、 生産性を向上	商店街など、複数の中小企業 ・小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して インボイス制度に対応	発注者主導で 取引先の インボイス 対応を促す	サイバー セキュリティ 対策 を進める
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守サポートやマニュアル作成等の費用 に加えて、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象）			クラウド 利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティ お助け隊 サービス利用料 （最大2年分） （※1）
		ハードウェア購入費			
補助額	・ITツールの プロセス数が 1～3つまで： 5万円～150万円 ・4つ以上： 150万円 ～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円 まで (c)事務費・専門家経費： 200万円	ITツール： 1 機能： ～50万円 2 機能以上： ～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円 ～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の 事業者(※2):2/3	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者： 4/5) 50万円～350万円： 2/3 ハードウェア購入費： 1/2	大企業： 1/2 中小企業： 2/3	中小企業： 1/2 小規模事業者： 2/3

(※1) (独)情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に掲載されたサービス。

(※2) 令和6年10月から令和7年9月の間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～令和7年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員の30%以上である月が3か月以上あることを示した事業者。

出典：[中小企業庁 支援策チラシ一覧](#)

公募日程	令和8年3月30日から通年で複数回公募 ※詳細スケジュールは、 こちら をご確認ください。
------	--

<活用事例>

一般土木建築工事業を営む企業では、見積作成や実行予算、協力業者への発注管理などの業務をExcel や会計ソフトで個別に管理しており、二重入力や作業ミスが発生しやすい点が課題となっていました。

また、現場の状況を本社でリアルタイムに把握できないことも業務効率の低下につながっていました。

そこで、IT 導入補助金を活用し、工事原価作成システムを導入。見積データから実行予算や発注書の作成、支払入力までを一元管理できる体制を整備しました。

その結果、業務の二度手間が解消され、現場情報の共有が容易になり、事務作業の効率化と利益率の向上につながった事例です。

参照：[デジタル化・AI 導入補助金 2026 公式 HP](#)

建設業で使える主な助成金

ここでは、建設業で活用できる主な助成金を紹介します。

働き方改革推進支援助成金

拡充

働き方改革推進支援助成金

労働基準局労働条件政策課（内線5524）

令和8年度概算要求額 **101億円（92億円）** ※（ ）内は前年度当初予算額

	労働保険特別会計	一般会計
	労災	雇用
	徴収	
	○	

1 事業の目的 ○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

○ 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
 ○ 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム ※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	成果目標	助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））	
業種別課題対応コース <small>（長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>	建設業 ①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 <small>※ 自動車運転の業務、医療に従事する医師は10時間以上</small>	
	自動車運転の業務 ①～⑤の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	
	医療に従事する医師 ①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上	④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	
	砂糖製造業 <small>（鹿児島県・沖縄県に限る）</small>	①～⑤の何れかを1つ以上	①：250万円（月80H超→月60H以下）等 ②：100万円（10H以上）等 ③：25万円 ④：25万円 ⑤：170万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医療に従事する医師 ⑥：150万円（11H以上）等 ※建設業、砂糖製造業、その他 ⑦：100万円（4週4休→4週8休）等 ⑧：50万円
	その他長時間労働が認められる業種 ①～⑤の何れかを1つ以上	①～⑤の何れかを1つ以上	①：150万円（月80H超→月60H以下）等 ②：25万円 ③：25万円
労働時間短縮・年休促進支援コース <small>（労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）</small>	①～③の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	
勤務間インターバル導入コース <small>（勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に助成）</small>	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H：100万円 ・11H以上：150万円	
取引環境改善コース（仮称） <small>（高待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）</small>	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の高待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること	上限額：100万円	
団体推進コース <small>（傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）</small>	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円	

○ **助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）**：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組
 （取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設置、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新等）
 （団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置等）

○ **加算制度あり**（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）
 <賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。
 <増増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。
 ②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

出典：[令和8年度予算概算要求の主要事項（p.118）](#)

掲載ページ：[厚生労働省 令和8年度厚生労働省所管予算概算要求関係](#)

生産性向上に向けた設備投資などの取組に係る費用を助成し、労働時間の削減などに向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援する制度です。

建設業をはじめとする、特に時間外労働が長い業種等に対しては、引き続き手厚い支援を実施します。

本助成金では複数のコースを設けており、成果目標の達成状況に応じて助成上限額を決定します。コースや選択する成果目標によって、助成上限額（最大額）が異なります。

令和8年度の公募では、小規模企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%または7%引き上げた場合の加算額を拡充する予定です。

参照：[令和8年度予算概算要求の主要事項 \(p.118\)](#)

掲載ページ：[厚生労働省 令和8年度厚生労働省所管予算概算要求関係](#)

人材確保等支援助成金

拡充 **人材確保等支援助成金**
職業安定局総務課 人材確保支援総合企画室
(内線5850)

令和8年度概算要求額 **25億円** (20億円)^(※1) ()内は前年度当初予算額

労働特会		子育て特会		一般
労災	雇用	徴収	育休	会計
	○			

1 事業の目的

人口減少下において労働力不足が生ずることが懸念されている中で、人材を確保するためには、「魅力ある職場」を創出し、現在就業している従業員の職場定着等を高めることが必要であることから、事業主等による雇用管理改善等の取組みに対する助成を通じて、職場定着等を促進し、人材の確保を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等 実施主体：都道府県労働局

I 中小企業団体助成コース

- ✓ 中小労働法に基づき、都道府県知事から改善計画の認定を受けた中小企業団体（事業協同組合等）が、構成中小企業者のために人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行った場合に助成する。
- ✓ 助成額は、中小企業団体が構成中小企業者に労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2/3を支給（上限額 600～1,000万円）する。

II 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

- ✓ 雇用管理制度（賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度など）の導入・実施や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、従業員の職場定着に取り組む事業主に対して助成する。
- ✓ 助成額は、離職率要件を達成した場合に、雇用管理制度は1制度導入につき20万円又は40万円^(※2) ずつ支給（上限額80万円）し、雇用環境整備は機器等の導入に要した経費の1/2（上限額150万円）を支給する。
さらに、**3%以上**^(※3)又は5%以上の賃上げ要件を満たした場合は1/4分を上乗せ支給する。

(※2) 賃金規定・諸手当等制度、人事評価制度は40万円
(※3) 3%以上の賃上げ要件については、①過去3年間の各年において、離職者数が採用者数より多いこと、②過去3年間の各年において、3%以上の賃上げができていないこと、③ハローワークによる雇用管理改善援助を受け、雇用管理改善等コンサルタントを利用していること、を満たす必要がある。

III 建設キャリアアップシステム等活用促進コース IV 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）
V 作業員宿舎等設置助成コース（建設分野） VI 外国人労働者就業環境整備助成コース VII テレワークコース

(※1) 令和8年度概算要求額及び令和7年度予算額には、III～VIIのコースを含めない。

出典：[令和8年度予算概算要求の主要事項 \(p.104\)](#)

掲載ページ：[厚生労働省 令和8年度厚生労働省所管予算概算要求関係](#)

人口減少が進む中で労働力不足への対応が課題となっており、人材を確保するためには「魅力ある職場」の創出や、現在就業している従業員の職場定着の向上が重要となっています。

人材確保等支援助成金は、事業主等が雇用管理の改善や職場環境の整備などに取り組む場合に、その取り組みに要する費用の一部を助成する制度です。

本助成金では複数のコースを設けており、令和8年度以降は「雇用管理制度・雇用環境整備助成コース」において、対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加えて、雇用管理に課題を抱える事業所を対象として、対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算も設ける予定です。

出典：[令和8年度予算概算要求の主要事項 \(p.104\)](#)

掲載ページ：[厚生労働省 令和8年度厚生労働省所管予算概算要求関係](#)

業務改善助成金

拡充
業務改善助成金
労働基準局賃金課（内線5348）

令和8年度概算要求額 **35億円（15億円）** ※()内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 297億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備のため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けて支援する。

2 事業の概要・スキーム等

<p>【事業概要】</p> <p>生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。</p>	<p>【スキーム】</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid #0056b3; padding: 5px; background-color: #e6f2ff;"> 賃金引上げ + 設備投資等 → 設備投資等に要した費用の一部を助成 </div>				
<p>【対象事業場】</p> <p>事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること <small>※ただし、地域別最低賃金改定日の前日までの一定の時期については、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額について地域の実情に応じた特例措置を講じる（要望額）</small></p>	<p>【助成率（現行）】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">事業場内最低賃金 1,000円未満</th> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">事業場内最低賃金 1,000円以上</th> </tr> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff;">4/5</td> <td style="background-color: #e6f2ff;">3/4</td> </tr> </table>	事業場内最低賃金 1,000円未満	事業場内最低賃金 1,000円以上	4/5	3/4
事業場内最低賃金 1,000円未満	事業場内最低賃金 1,000円以上				
4/5	3/4				
<p>【見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成率の区分の見直し、4コース制の賃金引上げ額を3コース制に再編。※内容については、検討のうえ、必要な見直しを行う。 ・ 地域別最低賃金改定日の前日までの一定の時期については、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額について地域の実情に応じた特例措置を講じる（要望額） 					

3 実施主体等

厚生労働省（都道府県労働局）
↔
中小企業等

申請
助成

4 事業実績

◆ 支給件数：17,616件

※ 令和6年度実績

出典：[令和8年度予算概算要求の主要事項 \(p.118\)](#)

掲載ページ：[厚生労働省 令和8年度厚生労働省所管予算概算要求関係](#)

生産性向上に資する設備投資などを実施して業務改善に取り組むとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する制度です。

令和 8 年度以降は、賃金引上げ額に応じた区分を 3 コース制へ再編します。

また、地域別最低賃金の改定日前日までの一定期間については、事業場内最低賃金と地域別最低賃金との差額について、地域の実情に応じた特例措置を設けるなど、制度の見直しを行う予定です。

まとめ

この記事では、建設業で活用できる主な補助金・助成金について、各制度の概要や対象となる取り組み、活用事例などを解説しました。

補助金・助成金を活用することで、人手不足への対応や設備投資、業務の効率化など、経営課題の解決や事業基盤の強化につなげることができます。

建設業で設備導入や生産性向上を予定している場合は、ぜひ、活用をご検討ください。

令和 8 年 3 月 30 日 作成：株式会社 Stayway